

令和8年度施設等利用給付認定現況届
(新制度幼稚園・認定こども園(教育利用))

年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定現況届

新座市長 宛

【申請に当たって同意していただく事項】
■市長が認定の審査に必要な範囲において、世帯員全員（生計を一にする世帯員以外の者も含む。）の住民登録状況、福祉制度の受給状況及び住民税の課税状況を閲覧し、及び調査することがあります。
■市長が本申請書及び添付書類について、必要と認められる場合において、施設・事業者に対して提供することがあります。
■申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、子育てのための施設等利用給付認定現況届を提出します。
① 保護者名及び児童名等について記入してください。

保護者 (世帯主)	(フリガナ)	児童との続柄	保護者(世帯主)生年月日	職業等	住所	
			年 月 日		〒	新座市
認定 子ども	(フリガナ)	本人	認定子ども生年月日	父 携 帯	-	-
			年 月 日	母 携 帯	-	-
				利用施設		

②世帯の状況について記入してください。（①の保護者及び認定こどもを除く）

氏名	児童との続柄	生年月日	職業等	個人番号	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
生活保護の適用の有無		無・有【ケースワーカー（ ）】平成・令和 年 月 日保護開始			
家庭の状況	ひとり親家庭ですか	ひとり親家庭の状況	□死別□離婚□離婚調停中□別居		
	はい・いいえ ※「はい」は右欄へ進む		□未婚□その他（ ） 平成・令和 年 月 日（頃）から		
祖父母の状況 ※同居の場合は右欄へ進む		氏名（※同居の場合）		年齢	
祖	父方祖父	同居・別居・同住所別棟・不存在		歳	
	父方祖母	同居・別居・同住所別棟・不存在		歳	
	母方祖父	同居・別居・同住所別棟・不存在		歳	
	母方祖母	同居・別居・同住所別棟・不存在		歳	

③保育を必要とする事由について記入してください。

保育を必要とする事由	父	□就労 □疾病・障がい □介護・看護 □求職活動 □就学 □他（ ）
保育を必要とする事由	母	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護・看護 □求職活動 □就学 □他（ ）

※裏面を御確認の上、保育を必要とする事由に応じた書類を添付してください。

※求職活動中の方は、別途、認定変更の手続が必要です。

④備考欄 ※3か月以内に提出済みの必要書類がある場合など、特記事項があれば御記入ください。

（ 年 月 日に【書類名】	を【提出場所】	に提出済み。）
---------------	---------	---------

◆保育を必要とする事由に応じた提出書類一覧

保育を必要とする事由	事由に応じた提出書類
居宅外で就労されている方 (予定を含む)	就労証明書★ (就労内定の場合はその証明を受けてください。)
自営業の方(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)	就労証明書★、自営の証明書類 (直近の確定申告書、営業許可書、開業届等の写し) ※自営業の場合、就労証明書はご自身で記入してください。
出産前後の方(出産月の前後2か月に限る)	必要書類なし ※配偶者が就労している場合、配偶者の就労証明書は必要です。
育児休業中の方	育児休業取得先での 就労証明書★
疾病・障がいの方	診断書★ 又は障がい者手帳の写し
介護・看護している方	介護・看護状況申告書★ 、介護が必要であることが分かる書類(診断書、障がい者手帳の写し等)
求職中の方	保育課へお問い合わせください。
学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)、1週間の授業日数及び時間が分かる書類(授業のカリキュラム等)

★太字の添付書類については、新座市指定様式で手続きする必要があります。市ホームページからダウンロードが可能です。

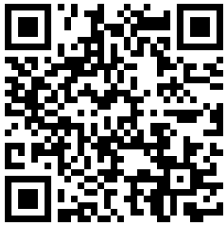
提出の際の留意事項

1. 保育を必要とする事由に応じた書類は、両親それぞれのものが必要です。
2. 保育を必要とする事由が**就労の場合、月52時間かつ月12日以上勤務が要件**となります。学校に在学・介護についても同様の基準となります。基準を満たしていない場合、「保育の必要性あり」と判定されません。
3. **家庭状況や就労状況に変更が生じた場合は、現況届では変更手続きができず、別途書類の提出等が必要です**。詳しくは、新座市ホームページ「【新制度移行幼稚園・認定こども園（教育利用）の在園児向け】認定後の各種変更手続きについて」を御確認ください。（下記2次元コードからも確認ができます。）

※不備のあった方は、再提出をお願いすることがあります。

<よくある再提出の理由>

- 就労証明書の記載漏れ
特に記載漏れが多い箇所：No.3、6、7、14、16
- 自営業の方の書類不足
自営業の方は、(1)就労証明書、(2)自営の証明書類の2点の提出が必要です。



<市ホームページ>
【新制度移行幼稚園・認定こども園（教育利用）の在園児向け】認定後の各種変更手続きについて

施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

施設受付年月日	令和 年 月 日
施設（事業所）名	
備 考	